

旧 妹 尾 銀 行 林 田 支 店
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 2 年 6 月

津 山 市

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

津山市では、公の施設である「旧妹尾銀行林田支店」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、平成30年度から指定管理者制度を導入しています。この度、指定期間の更新時期にあたっているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、旧妹尾銀行林田支店条例（平成29年津山市条例第29号）及び津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号）第2条の規定に基づき、旧妹尾銀行林田支店の指定管理者を募集します。

I 指定管理業務の内容

1 対象施設の概要

- (1) 名称 旧妹尾銀行林田支店
- (2) 通称 PORT ART&DESIGN TSUYAMA (ポートアート&デザイン 津山)

地域内の魅力を発信し、地域外の刺激を受信する、港（PORT）のような情報交錯の場として、交流と循環が生まれるギャラリーとなることを願い、名付けられました。

- (3) ロゴデザイン



PORT ART & DESIGN TSUYAMA

- (4) 所在地 津山市川崎823番地
- (5) 設置目的

歴史的建造物である旧妹尾銀行林田支店を保存し、広く一般に公開するとともに、芸術文化の創造、育成及び発信の場として提供することにより、芸術文化の振興及び地域交流の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とします。

- (6) 施設等の概要

【施設】

敷地面積： 668.11㎡

建築面積： 306.37㎡

建築時期： 大正9年（1920年）

施設概要：★本館棟（エントランスホール、スタッフルーム1、スペース1）

★展示棟1（スタッフルーム2、スペース2、スペース3）

展示棟2（スペース4）

★金庫棟（スペース5）

ショップ棟（コーヒーショップ）

付属棟1（倉庫1）

付属棟2（便所）

倉庫棟（倉庫2）

多目的便所棟（多目的便所）

渡廊下
中庭（ガーデンスペース）

★表門

★塀（延長 58.96m）

※ ★印：津山市指定重要文化財（建造物）

【設 備】

各施設の電気設備、空調設備、多言語対応観光案内設備及びインターネット通信環境（Wi-Fiスポット）等

【備 品】

コーヒーショップの電気機器等、来館者用テーブル及び椅子、事務用机及び椅子、中庭設置用の家具等、施設利用者貸出用器具等

【その他】

来館者用駐車場について

(1) 施設敷地内・・・・・・・・・・ 1台分（身体障害者等専用）

(2) 施設近隣（津山市川崎地内）・・・ 5台分

※ 1 (2)の駐車場については、津山市の指定する土地について所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払うこととします。その費用は、指定管理者の負担とします。

※ 2 業務用や職員通勤用の車両の駐車場については、必要に応じて指定管理者又は職員自身で確保してください。

2 旧妹尾銀行林田支店管理運営に関する基本的な運営方針

旧妹尾銀行林田支店は、美作の国・出雲街道の沿線に位置し、大正9年に妹尾銀行林田支店として建てられた後、第一合同銀行、次いで中国銀行津山東支店を経て、昭和53年から平成21年まで津山洋学資料館として活用されました。名棟梁である池田豊太郎氏が設計に携わった歴史的名建築であり、平成4年には、津山市重要文化財（建造物）に指定されています。この歴史的建造物を保存し、広く一般に公開するとともに、施設内において定期的に芸術文化をテーマとしたイベント等を実施することで賑わいを創出し、あわせて外部にも積極的に情報を発信し、観光誘客を図ることで、地域の活性化に繋げることを基本的な運営方針とします。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

別紙「仕様書」の定めるとおり

4 指定管理者が行う業務内容等

指定管理者は、基本的な運営方針を踏まえ、旧妹尾銀行林田支店条例第5条に定める以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。

※ 旧妹尾銀行林田支店は、施設の多くが津山市指定重要文化財（以下「文化財」という。）であり、文化財保護の観点から、現状変更（修繕を含む。）について事前に教育委員会に許可申請を行う必要があるなど、利用に関して制約があります。このことを念頭に置いて、指定管理業務においては、文化財の保護に細心の注意を払う

よう努めてください。

- (1) 旧妹尾銀行林田支店の施設又は設備の利用の許可に関すること
 - ① 施設等利用申請者の受付及び利用許可に関する業務
 - ※ 施設等利用申請者が利用に際して自ら持ち込み使用する設備・器具等があり、これが施設を毀損する可能性があるとして認められる場合は、指定管理者のみで判断をせず、事前に津山市と協議の上、この申請者の利用の可否を決定することとします。
 - ② 付帯設備の管理、操作説明等の業務
- (2) 旧妹尾銀行林田支店の維持管理に関すること
 - ① 施設内の清掃業務
 - ア 日常清掃（日常的に必要な清掃業務）に関する業務
 - イ 定期清掃（ガラス清掃、床清掃、空調機器フィルター清掃等、定期的に必要な清掃業務）に関する業務
 - ② 設備・施設の機器類の保守点検業務
 - ア 電気設備、空調機器、給排水設備等の設備に関する法定点検、保守に関する業務
 - イ 機械類の保守点検に関する業務
 - ③ 施設の軽微な修繕に関する業務
 - ここでいう「軽微な修繕」とは、費用の見積りが10万円（税込）未満の修繕のことを意味します。軽微な修繕の場合、指定管理者の責任と費用負担により実施していただくこととなりますが、施設の多くが文化財であるという特性上、必ず修繕に取りかかる前、損傷を確認した段階で、対象箇所が文化財であるか否かにかかわらず、津山市に報告していただく必要があります。
- (3) 旧妹尾銀行林田支店の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免、還付に関すること
 - ① 利用料金の徴収等に関する業務
 - ア 施設等の利用者に対して利用料金の徴収を行うこと
 - イ 金額の過誤その他の理由で利用料金の還付が必要になった場合は、還付事務を行うこと
 - ② 減免対象者に対する減免に関する業務
- (4) 旧妹尾銀行林田支店の設置目的を發揮するための業務
 - ① コーヒーショップの運営
 - 旧妹尾銀行林田支店の南東角において、通りからのアイキャッチとなるようコーヒーショップを運営し、通行人等に本施設に立ち寄るきっかけを与えるとともに、来館者に飲食を提供することで快適な滞在空間を実現すること。ただし、専用の客席等は設置せず、テイクアウト専用のショップとします。
 - ※1 コーヒーショップの運営については、指定管理者が直接行うこととし、他事業者への運営委託を禁じます。
 - ※2 簡易の調理設備等は、予算の範囲内で津山市が設置します。その他必要な調理器具や什器類については、指定管理者の負担で用意してください。
 - ※3 提供する飲食物については、簡易な調理で提供可能なものとします。また、提供するメニューに応じて、保健所に営業許可申請を行ってください。

② 情報発信

歴史的建造物としての施設の魅力や、イベントの開催情報などについて、紙面や電子媒体を活用し、情報発信を積極的に行うことで、全国的な施設の周知を図り、観光誘客による地域の活性化に寄与すること。

※1 指定管理者においては、WEB上に施設専用のホームページを開設し、同じくSNS（種類を問わない）に専用アカウントを登録し、随時更新していただきます。（ホームページの作成・メンテナンスについては、必要に応じて専門の業者に委託してください。なお、津山市は、これについて業者の指定や斡旋等を行いません。）

※2 上記開設後は、情報セキュリティの保全に努めてください。

③ 芸術文化の振興及び芸術文化活動を支援するための業務

津山地域における芸術文化の振興を推進すること。地域住民を中心とした芸術文化に係る活動を支援すること。また、地域住民との協働を図り、地域交流の推進に努めること

その中で、特に産業面における芸術の振興を目的に、品質やデザインに優れた津山産製品を全国的にPRする方策をとってください。そのための手段は指定しませんが、実施においては、特定の個人、企業、団体や一部の製品などに偏ることのないように注意してください。

※ このことについては、施設管理運営における自主事業（後述）として、事業計画書（様式第2号）により具体的な方策を提案してください。（例えば、「津山地域の若手作家のクラフトを展示（販売）する。」など。）

※ なお、別途本施設を中心とした周辺地域に賑わいを創出するイベントの企画立案及び実施運営を委託する可能性があります。

(5) 旧妹尾銀行林田支店の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 保険への加入

施設等に対する保険については、津山市が「建物総合損害共済」（全国市有物件災害共済会）及び「市民総合賠償補償保険」（全国市長会）に加入しています。

その他施設管理運営上必要な保険については、指定管理者が加入してください。

(7) その他施設管理に必要な業務

① 指定された時間に諸室、出入り口及び駐車場等の開錠、施錠を行うこと

② 指定された時間に機械警備の開錠、施錠を行うこと

※ 閉館時の施設警備については、津山市が指定する業者と契約を締結し業務を委託すること。なお、これに伴う費用は指定管理者の負担とします。

③ (1)～(6)に掲げるもののほか、旧妹尾銀行林田支店の運営に関する業務のうち市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

5 自主事業に関する業務

指定管理者は、本施設の目的を逸脱しない範囲で、あらかじめ提出する事業計画に基づき、自主事業を実施することができます。自主事業の実施にあたっては、津山市の承認を受けた上で、入場料や手数料等の設定のほか、施設の利用を優先的に確保することができます。自主事業に関する基本的な考え方は次のとおりです。

(1) 指定管理者は、自主事業を企画し、実施することとします。なお、自主事業の実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とします。

- (2) 自主事業の内容は、原則として施設の設置目的に沿ったものとします。
- (3) 自主事業の実施については、施設としての利用とのバランスに考慮するとともに、津山市と事前に協議し、承認を得てから実施することとします。

6 管理のための体制整備

管理のための体制整備は以下のとおりとします。

- (1) 従業員の雇用に関すること
 - ① 総括責任者を配置すること。また、管理に係る全従業員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、管理に支障のないように配置すること
 - ② 防火管理者の資格を有するものを配置すること
 - ③ コーヒーショップを運営するにあたって、食品衛生責任者を設置すること
 - ④ 従業員に対して、施設の管理に必要な研修を実施すること
 - ⑤ 経理業務、受付業務、帳簿作成業務、その他体制の整備に必要な業務を実施すること
- (2) 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、令和3年4月1日から円滑に旧妹尾銀行林田支店の管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えること

7 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消すことがあります。

8 管理運営に要する経費及び指定管理料

(1) 管理運営に要する経費

旧妹尾銀行林田支店の管理については、地方自治法第244条2第8項に定める利用料金制を採用します。従って、旧妹尾銀行林田支店の管理運営に要する経費は、利用料金及び自主事業の収入、並びに津山市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

なお、管理運営に要した費用が総収入を上回り、最終的な収支が赤字となった場合も、津山市が特別な事情があると認めない限り損失の補填を行いません。

(2) 指定管理料

指定期間中に津山市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募団体から提案を求めます。

なお、津山市からの指定管理料の支払方法については、津山市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定書で定めます。

基準価格 26,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度：	5,300千円
令和4年度：	5,300千円
令和5年度：	5,300千円
令和6年度：	5,300千円
令和7年度：	5,300千円

※ 基準価格を超える提案があった場合には、審査失格となりますので、ご注意ください。

(3) 利益の納付

指定管理者は、毎事業年度ごとの収支決算（収入に指定管理料を含める。）で利益が生じた場合、その利益の30%に相当する額を納付金として津山市へ納入するものとします。ただし、算出した納付金額について10万円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。

II 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 受付期間 | 令和2年6月22日(月)～8月5日(水) |
| (2) 現地説明会申込期限 | 令和2年7月3日(金)午後5時まで |
| (3) 現地説明会 | 令和2年7月7日(火)午後1時30分～ |
| (4) 質問の受付 | 令和2年7月7日(火)～令和2年7月13日(月) |
| (5) 質問の回答期限 | 令和2年7月14日(火) |
| (6) 参加表明の提出 | 令和2年7月22日(水)午後5時まで |
| (7) 審査委員会 | 令和2年8月下旬 |
| (8) ヒアリング | 審査委員会に併せて実施 |
| (9) 選定結果の通知 | 令和2年10月上旬 |
| (10) 協定締結 | 令和2年10月中旬 |

2 応募資格

次のすべてに該当する法人その他の団体に応募資格があります。

- (1) 応募時点において、岡山県内に事務所、事業所等を有している者
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (5) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から2年を経過しないものでないこと
- (6) 団体又はその代表者が、所得税又は法人税、消費税及び市税等を滞納していないこと。また、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者でないこと
- (7) 次に掲げる団体でないこと
 - ① 暴力団（津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 代表者又は役員が暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である団体
 - ③ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している団体
 - ④ 暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
 - ⑤ 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体
- (8) 現地説明会に参加している者
- (9) 参加表明書を提出している者

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、津山市とのやり取りについては、代表団体が行うこと

- ② 申請書の記名押印等については、グループ構成員全員が行うこと
 - ③ 「3 提出書類(4)~(9)」については、グループ構成員それぞれについて提出すること
 - ④ 申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできません。
 - ⑤ 代表団体は、(1)~(7)のすべての要件を満たしていることが必要ですが、その他の構成員については、(1)の要件を満たしていない場合でも、グループとしての応募資格を有するものとします。
- ※ (8)(9)については、グループとして要件を満たす必要があります。

3 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を津山市に提出していただきます。

なお、津山市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- | | | |
|--|----------|------------|
| (1) 指定管理者指定申請書 | ・・・様式第1号 | 正本1部、副本12部 |
| (2) 事業計画書 | ・・・様式第2号 | 正本1部、副本12部 |
| (3) 収支予算書 | ・・・様式第3号 | 正本1部、副本12部 |
| (4) 欠格事由に該当しない申立書 | ・・・様式第4号 | 正本1部、副本不要 |
| (5) 申請者の概要、沿革 | | 正本1部、副本12部 |
| (6) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 | | 正本1部、副本12部 |
| (7) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本 | | 正本1部、副本不要 |
| (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類 | | 正本1部、副本12部 |
| (9) 納税証明書等 | | 正本1部、副本不要 |
| (10) その他 | | |
| ① グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類） | | 正本1部、副本不要 |
| ② その他市長が必要と認める書類 | | 正本1部、副本不要 |

4 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。なお、参加者は1団体につき2名までとします。

※ 現地説明会への参加は、指定管理者申請時の応募資格要件（「2 応募資格(8)」参照）となっています。

- (1) 開催日時 令和2年7月7日（火） 午後1時30分から
- (2) 開催場所 津山市川崎823番地 旧妹尾銀行林田支店
- (3) 参加申込 現地説明会参加申込書（様式第5号）に必要事項を記入の上、郵送、FAX、又は電子メールで、令和2年7月3日（金）午後5時までに申し込んでください。郵送の場合も午後5時までに必着です。なお、電話等口頭では受け付けません。
- (4) 申込先 「8 申請書類の提出(1)」の提出先と同じ

5 参加表明書の提出

公募に参加する意思がある団体等は、参加表明書（様式第5号の1）を持参するか、FAX又は電子メールで提出してください。

※ 参加表明書の提出は、指定管理者申請時の応募資格要件となっています。

(1) 参加表明書の提出先

「8 申請書類の提出(1)」の提出先と同じ

(2) 参加表明書の提出

令和2年7月22日（水）午後5時までとします。（市役所閉庁日を除く。）

※1 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと

※2 参加表明書を提出した団体等が応募を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和2年7月7日（火）～7月13日（月）の午前8時30分から午後5時まで（市役所閉庁日を除く。）

(2) 受付方法

質問書（様式第6号）により文書にて、持参されるかFAX又は電子メールで提出してください。提出先は、「8 申請書類の提出(1)」の提出先と同じです。なお、電話等口頭では受け付けません。

(3) 回答方法

質問者には、FAX又は電子メールで、令和2年7月14日（火）までに回答し、併せて津山市のホームページに掲載します。

7 再公募について

次に該当する場合は、再公募を行います。

(1) 現地説明会に事業者の参加がない場合

(2) 事業者から公募に関する参加表明書の提出がない場合（提出後、辞退した場合を含む。）

(3) 指定管理候補者の選定にあたり、一定水準（60%）以上の評価点を得た事業者がない場合

8 申請書類の提出

(1) 提出先 津山市産業文化部文化課（津山市役所東庁舎2階）

〒708-8501 津山市山北520

電話 0868-32-2121（直通番号）

FAX 0868-32-2154

E-mail bunka@city.tsuyama.lg.jp

} 連絡用

(2) 提出期間

令和2年6月22日（月）～8月5日（水）までの日の午前8時30分から午後5時までとします。（市役所閉庁日を除く。）

※1 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと

※2 電子メール、FAXでの提出は認めません。

(3) 提出部数 「3提出書類」に記載のとおり

※1 すべて書類をA4サイズに統一すること

※2 副本は正本の複写でも可とします。

(4) 提出書類の扱い

① 提出された書類は、審査後も返却しません。

② 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は、市役所内部及び審査委員会での検討に限ります。)

③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

9 選定方法

指定管理者審査委員会において、各委員が審査要領に沿って、それぞれ審査した評価点の合計が最も高い申請者を審査委員会の選定意見とし、最終的に市において選定します。ただし、一定水準以上の評価点(60%以上)を獲得できる申請者がいない場合は、指定管理者の指定を行わないこととします。

審査にあたっての配点の基準は、次の予定です。

○ 審査基準と配点

審査項目		審査内容	配点
運営経費に関する事項		・提案価格	20
申請団体に関する事項		・経済的に安定しているか ・同種の施設管理業務の実績はあるか	10
管理運営に関する事項	基本的な管理運営に関すること	・当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容を理解しているか ・施設や設備の維持管理計画は適切であるか	10
	安全対策等に関すること	・日常の警備及び事故防止、防災に関する対策は適切か ・緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めは適切か	10
	個人情報等に関すること	・個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか	5
事業実施に関する事項	事業推進及びサービス充実に関すること	・利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか ・事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか ・施設の利用を促進させる方策（宣伝、広報等）がとられているか	15
	収支計画等に関すること	・収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか	5
サービス提供体制に関する事項	運営体制に関すること	・適切な人員や有資格者を配置しているか	5
	利用者への対応に関すること	・平等な利用の確保のための方策は十分か ・トラブル、苦情処理に適切に対応できるか	10
その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項		・地域経済への配慮（市内事業者、継続雇用、地域雇用等） ・地域や関係団体との連携（交流、協力等）に対し、積極的に具体的な方策があるか	10
合 計			100

10 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

11 無効又は失格

本要項に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって、不相当と認められるもの

12 審査委員会

審査委員会は、令和2年8月下旬を予定しています。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

日時、場所等については、後日連絡します。

※ プレゼンテーションには、法人等を代表して説明や意見を述べられる方、質問に答えられる方が参加してください。なお、参加人数は1団体につき3名以内とします。また、申請書等の提出書類以外にプレゼンテーションで使用する配付資料や機器等がある場合は、申請者が用意してください。

13 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、津山市のホームページ上で公表します。

選定結果については、指定管理候補者だけでなくすべての事業者の合計点と項目ごとの点数について公表します。

14 協定の締結

指定管理候補者となった団体は、津山市と協議を行った上で、旧妹尾銀行林田支店の管理に関する基本事項について協定を締結することとなります。

15 指定管理者の決定

指定管理者は、令和2年12月津山市議会の議決を経て指定されます。

津山市と指定管理者とで締結した協定は、議会議決後に効力を有します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、津山市は補償しません。

16 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「2 応募資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない、又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「2 応募資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

17 添付資料・様式

- (1) 旧妹尾銀行林田支店指定管理者仕様書
- (2) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・様式第1号
- (3) 事業計画書・・・・・・・・・・様式第2号
- (4) 収支予算書・・・・・・・・・・様式第3号
- (5) 欠格事由に該当しない申立書・・・様式第4号
- (6) 現地説明会参加申込書・・・・・・・・様式第5号
- (7) 参加表明書・・・・・・・・・・様式第5号の1
- (8) 質問書・・・・・・・・・・様式第6号
- (9) 旧妹尾銀行林田支店条例、旧妹尾銀行林田支店条例施行規則
- (10) 津山市加入保険概要説明資料

【問い合わせ先】

津山市産業文化部文化課
〒708-8501 津山市山北 520 (東庁舎 2 階)
Tel : 0868-32-2121 Fax : 0868-32-2154
E-mail : bunka@city.tsuyama.lg.jp